

2018年11月7日 全11頁

金融ジェロントロジーの観点で見る地域金融

超高齢社会における地域金融の対応

金融調査部 研究員 森 駿介

[要約]

- 今後、認知機能の低下した高齢者の増加が予想されており、高齢者の金融行動や経済社会に与える影響は小さくない。認知科学や老年学と金融研究とを組み合わせた研究領域である「金融ジェロントロジー」も高齢社会の金融を語る上でのキーワードとなっている。
- 認知症患者率、75歳以上人口の増加率、相続資産の流出入動向などから判断すると、東京を含む都市圏は「金融ジェロントロジー」がより求められる地域だと言える。また、認知症患者率や相続資産の純流出が相対的に高い県なども同様に高齢顧客のための金融のあり方の検討がより求められるだろう。
- 資産管理・保全や資産移転、資産運用・取り崩しなど、超高齢社会において求められる金融商品・サービスや機能は多様である。近年、さまざまな商品・サービスの普及は進んでいるものの、地域金融機関の間で対応状況に差が出ている。加えて、高齢顧客との接点が多いという立場から、金融・非金融の垣根を越えた連携や非金融サービスの提供も地域金融機関には今後求められよう。

1. 金融行動における「認知機能の低下リスク」

世界に先駆けて日本では高齢化が進展している。65歳以上の高齢者の人口比率は2018年初の時点で約28%であり、今後も上昇が見込まれる。「超高齢社会¹」の下で、高齢者が直面する金融におけるリスクは「長生きリスク」や「インフレリスク」などいくつかある。その中でも、認知機能の低下が金融行動に負の影響を及ぼすような「認知機能の低下リスク」が近年注目されている。

近年、社会問題化している認知症は加齢によって通常減衰する以上に認知機能の低下をもたらす。認知症有病者数は2015年時点で約550万人、65歳以上人口に占める有病者数を表す認知症の有病率は約16%と推計されており、今後も増加・上昇が予想されている（二宮、2015）。認

¹ 超高齢社会は、65歳以上人口の割合が全人口の21%超の社会を指す。

知症の原因の一つとされる糖尿病の有病率が上昇した場合、2035年には65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症になると推計されている。

また、「認知症の一步手前」の状態である軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）も資産管理能力に影響を与える。MCIは、記憶障害が生じるなど加齢によって通常減衰する以上に認知機能の低下が見られるものの、日常生活への支障は大きくなく認知症とまでは言えない状態である。金融・経済活動の面では、日常の買い物や預金の引き出しなどの基本的な金融行動はある程度可能だが、金融商品の概念理解など複雑な金融行動は困難になり始める。このような、認知機能の低下した高齢者のための金融商品や金融サービスは今まで以上に求められるだろう。

「超高齢社会における金融」を議論する上でのキーワードの一つとなっているのが、「金融ジェロントロジー」である。「金融老年学」や「フィナンシャル・ジェロントロジー」とも呼ばれるが、これは認知科学や老年学と金融研究とを組み合わせた研究領域である。伝統的な経済学では、合理的な個人がさまざまな情報を踏まえた上で効用を最大化する行動を選択することを前提にしてきた。一方で、金融ジェロントロジーはその前提に疑問を投げかけ、認知機能の低下により合理的な意思決定をすることが難しい個人の存在を前提に、金融行動や経済社会に与える影響を分析している。

金融ジェロントロジー研究や金融機関の現場からの事例を通じて、認知機能の低下が高齢者や高齢者の家族等にどのようなリスクをもたらしているかが分かってきている（図表1）²。これらを踏まえた上で、「超高齢社会における金融のあり方」について政府も検討を進めている。例

図表1 高齢者や高齢者の家族等に生じる金融行動上のリスク

| 分野 | 高齢者や高齢者の家族等に生じる金融行動上の主なリスク |
|----------------------|---|
| 資産管理・保全に関するリスク | <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能や金融リテラシーが低いことにより、金融詐欺に遭うリスク ・家族等が認知症の高齢者名義の預貯金や不動産等の管理・処分が困難になるリスク ・記憶能力が低下し、預金口座のパスワードの記憶も困難になる等、資産管理が自分できなくなるリスク ・認知症の高齢顧客のために、銀行等の窓口対応負担が増加するリスク |
| 資産移転（相続・贈与など）に関するリスク | <ul style="list-style-type: none"> ・各種税制優遇制度の活用における意思決定が困難になるリスク ・認知症になってしまい、相続対策ができなくなるリスク |
| 資産運用・取り崩しに関するリスク | <ul style="list-style-type: none"> ・加齢により情報収集・処理能力が低下する中で、資産選択が困難になるリスク ・適切なアセットアロケーションができないこと等により、運用成績が低下するリスク |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下した高齢者が事件・事故を起こし、損害賠償が請求されるリスク ・想定以上に長生きしたことにより資産が枯渇するリスク（長生きリスク） |

（出所）森（2018a）、各種資料より大和総研作成

² 認知機能の低下が高齢者の金融行動や経済・社会に与える影響の詳細については、以下の文献を参照。

森駿介（2018a）「高齢社会における金融とその対応：認知能力の低下に対する金融ジェロントロジー」、大和総研レポート（2018年8月2日付）

https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20180802_020236.html

例えば、2018年7月には「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）が金融庁から公表された。ここでは、退職世代等を取り巻く環境や退職世代等が抱える課題等について分析した上で、住宅資産の活用や金融商品などの特性の「見える化」のための環境整備、成年後見人による資産管理の新たな仕組みの導入の必要性など、金融サービスのあり方を検討する上での論点整理がなされた。これらの論点については、2018年10月以降の金融審議会「市場ワーキング・グループ」で議論がなされている。

2. 「金融ジェロントロジー」がより必要となる地域はどこか

超高齢社会における金融サービスのあり方については、顧客との距離がより近い地域金融機関にとっても今後重要な課題となるであろう。では、高齢顧客の認知機能の変化が金融行動に与える影響を研究する「金融ジェロントロジー」がより必要となる地域はどこなのだろうか。この点に関して、以下では、(1) 都道府県別の認知症患者率、(2) 75歳以上の高齢者の人口動態、(3) 都道府県をまたぐ相続資産の流出入の3つの観点から検討する。

(1) 認知症患者率の高い地域はどこか

第一に、認知症の高齢者が多い地域は「金融ジェロントロジー」がより必要となる地域と考えられるだろう。そこで、厚生労働省の政府統計（「患者調査」と「国民生活基礎調査」）をもとに推計した65歳以上の認知症患者率³を都道府県別に比較すると、愛媛、香川、東京などで認知症患者率は他地域と比べ高くなっている。これらの都道府県の認知症患者率の高さは、特定の疾病の有病率の高さが背景にあるという向きもある。例えば、鈴木他（2018）は、都道府県別の認知症患者率の違いは、それぞれの地域の糖尿病やうつ病などの有病率の高さなどが影響している可能性を指摘している。

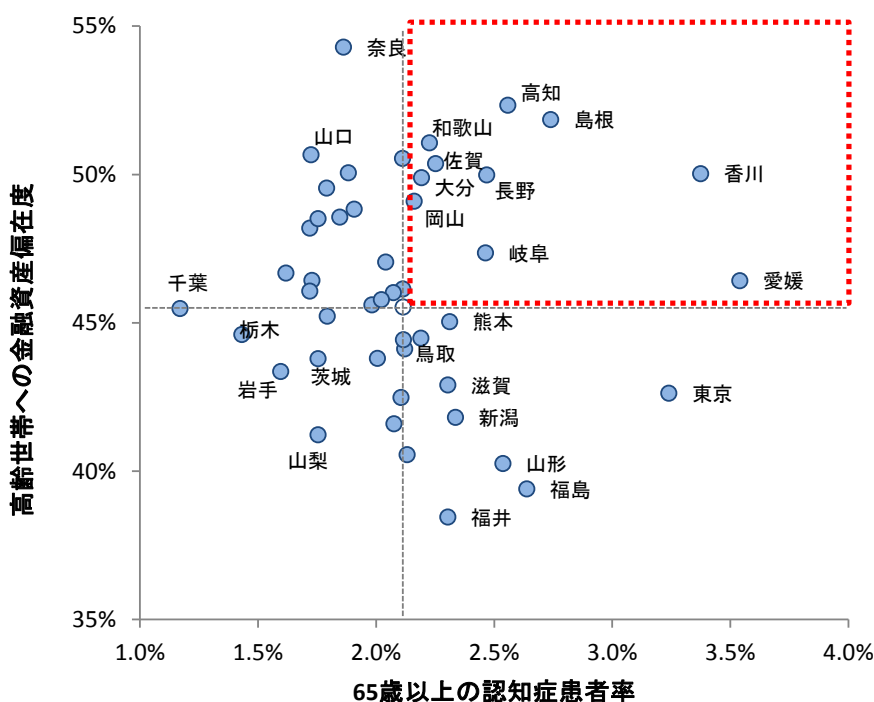
一方で、資産を多く抱える高齢者が認知症になると、その家族が資産を管理・処分しにくくなるだけでなく、経済全体にとっても当該資産が有効活用されないという負の影響が生じる。このような課題が発生しやすい地域を、①65歳以上の認知症患者率、②（世帯主が）65歳以上の世帯が保有する金融資産残高の割合（偏在度）の2つの変数がともに高い地域、と定義して都道府県単位での推計を行った（図表2）。先に挙げた、愛媛・香川に加えて、図表2の枠囲みに含まれる都道府県は「金融ジェロントロジー」がより必要となる地域と言えるだろう。

さらに、高齢世帯への金融資産の偏在度は相対的に低いものの、東京は認知症患者率が高い水準にある。総務省「全国消費実態調査」を用いると、全国の高齢者の金融資産残高の約15%

³ 「認知症有病率」が約16%と推計されている二宮（2015）に比べ、ここでの「認知症患者率」は低い水準となっている。その背景は、「認知症有病率」は、在宅患者や老人ホーム等の施設の入居者で認知症のものが含まれている一方で、「認知症患者率」は統計の性質上、これらの認知症有病者は含まれていないためである（鈴木他、2018）。そのため、ここでは都道府県別の「認知症患者率」が、在宅患者などを含む「認知症有病率」に比例すると仮定して議論を進めている。

は東京に集中しており、高齢者の認知機能の低下による影響は絶対水準で見て大きいと推計できる。先に挙げたいくつかの県に加えて、東京でも認知症や認知機能の低下した高齢者向けの金融サービスのあり方の検討が急務かもしれない。

図表2 都道府県別 認知症患者率と高齢世帯への金融資産の偏在度



(注1) 破線は、全国平均。

(注2) 「高齢世帯への金融資産偏在度」(縦軸)は、世帯主が65歳以上の高齢世帯の保有する金融資産残高が各都道府県の家計金融資産残高に占める割合を表す。

(注3) 「65歳以上の認知症患者率」(横軸)は、厚生労働省の統計(2013年の「国民生活基礎調査」と2014年の「患者調査」)をもとに推計した認知症患者数から65歳以上人口を除することにより算出。

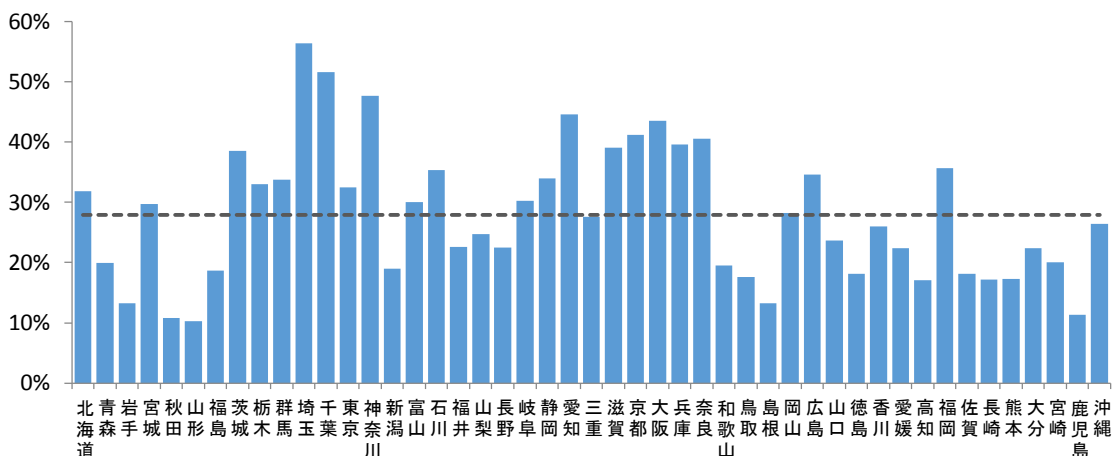
(出所) 総務省「全国消費実態調査」、「人口推計」、厚生労働省「患者調査」、「国民生活基礎調査」、森(2018b)より大和総研作成

(2) 今後、75歳以上人口の増加率が高いと見込まれる地域はどこか

75歳以上になると認知機能が低下し、MCIや認知症になる確率が高くなると考えられている。そのため、次に、75歳以上の高齢者が今後どの地域で増加するのか、という点は「金融ジェロントロジー」がより必要となる地域を考える上で重要だろう。

2015年から2025年までの75歳以上人口は全国で3割強増加すると推計できるが、都道府県別では差が見られる。例えば、山形、秋田、鹿児島、岩手、島根などの増加率は10%程度にとどまる一方で、埼玉、千葉、神奈川、愛知などでは増加率が40%を超える水準と推計できる(図表3)。三大都市圏に含まれる府県や地方の中核都市を有する県(石川・広島・福岡など)で比較的高い水準となっており、これらの地域では今後数年間で認知機能の低下した高齢者のための金融サービスの需要が急速に高まると予想される。

図表3 都道府県別で見た75歳以上人口増加率の推計（2015～25年）



(注) 破線は全国平均。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より大和総研作成

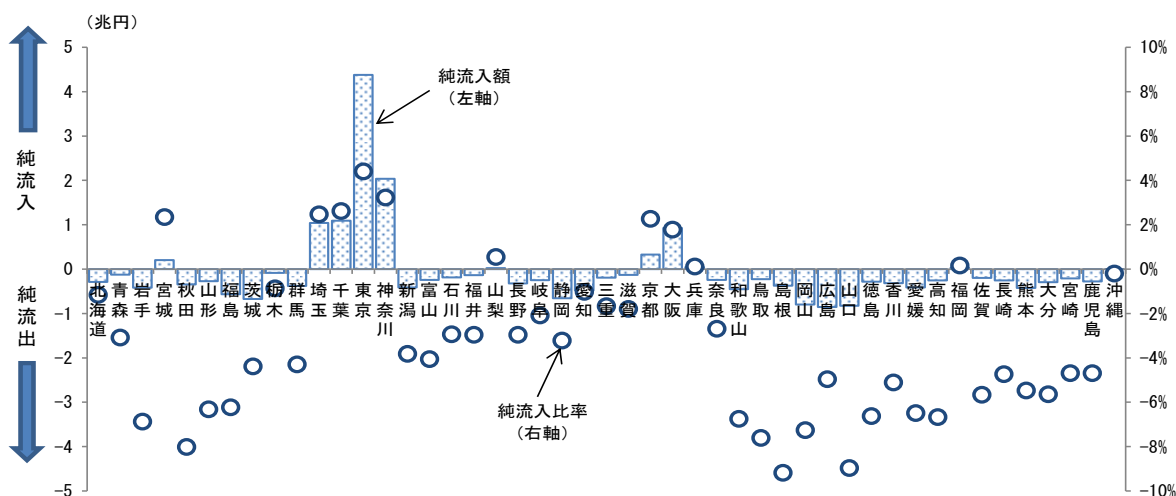
（3）相続資産の県外からの流入が発生しやすい地域はどこか

相続資産の県外からの流入がどの地域で起こりやすいか、ということも重要かもしれない。相続資産を受け取る相続人が以前よりも高齢化している状態、いわゆる「老老相続」が進展しているため、相続資産を受け取る高齢相続人の所在は、高齢社会における金融を考える上でも重要だと考えられるためである。そこで、各都道府県における2016年から2025年までの相続資産の純流出入額を推計すると、東京圏・大阪圏などで相続資産の純流入が今後生じることが予想される（図表4）。これは、地方圏に居住する高齢者（被相続人）の子ども（相続人）の一部は都市圏に居住しているためである。

高齢化は全国単位で進展するため、どの地域でも超高齢社会における金融は重要課題であると言えるだろうが、（1）～（3）の分析を踏まえると、「金融ジェロントロジー」が最も必要となる地域の一つは都市圏と言えるかもしれない。なぜなら、75歳以上人口の絶対数が今後急増する中で、都市圏には相続資産の流入などもあり、高齢者の保有する資産の絶対額も大きくなると考えられるためである。特に、認知症患者率の高い東京では、認知機能の低下が高齢顧客の金融行動にもたらす影響について、より深い理解や対応が求められるだろう。

その他の地方でも、図表2の右上の枠囲みに含まれる、認知症患者率と高齢世帯への金融資産偏在度の高い都道府県を中心に、高齢顧客のための金融サービスを検討すべきであろう。また、地方圏の中でも、特に相続資産の純流出が大きいと推計された東北、中国、四国、九州などの都道府県の地域金融機関にとっては、将来の相続人になり得る子世代とのリレーション構築など、いかに相続資産の純流出を抑制するかということも同時に検討課題となりうる。

図表4 都道府県別 相続資産の純流入動向 (2016~25年の推計)



(注1)「純流入額」は2016年から2025年の10年間の相続資産の純流入額の推計値。負の値は純流出を表す。

(注2)「純流入比率」は純流入額の金融資産総額(2015年時点)に対する比率を示している。

(注3)推計方法の詳細は、森・土屋(2017)を参照。

(出所)厚生労働省、国立社会保障・人口問題研究所、総務省などより大和総研推計

3. 超高齢社会における地域金融の金融商品・サービス

認知症をはじめとした認知機能の低下は高齢者個人やその家族、地域経済・社会に大きな影響をもたらす。最近では、これらの課題の解決に資する「超高齢社会における金融サービス」が金融機関のみならずさまざまな業態から提供されてきている。以下では、「資産管理・保全」、「資産移転」、「資産運用」のそれぞれに関連する地域金融機関の取り組みを中心に概観する。これらに加えて、地域金融機関による「非金融サービス」にも触れることで、超高齢社会における地域金融のあり方の手がかりを探っていく。

高齢顧客の資産管理・保全に関連する金融商品・サービス

認知機能の低下した高齢顧客の資産管理・保全を目的に、「後見制度支援信託」がいくつかの金融機関により提供されている。これは、後見制度により支援を受ける高齢者などの財産のうち、日常的な生活資金を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みである。受託件数・受託残高ともに増加傾向にあるものの、取り扱っている地域金融機関が少ないことや、最低受託金額が高いことなど課題も指摘されている。一方で、後見制度支援信託より最低受託金額が小さく、家庭裁判所の手続きに基づき口座開設や出金等ができる「後見制度支援預金」を提供する信用金庫や信用組が近年増加傾向にある。

また、成年後見制度の補完的・代替的機能を持つ資産管理・保全手段として、家族を受託者とする民事信託もある。これは、信託銀行や信託会社が受託者となる信託契約である「商事信

託」と異なり、家族に資産管理や処分などを任せる信託である⁴。例えば、委託者である高齢者が賃貸アパートなどの不動産管理を受託者である家族に任せることで、高齢者が認知症に陥った場合に資産の管理・処分が困難になるリスクを回避することが可能になる⁵。このような民事信託のスキームの組成支援や信託契約書等の作成支援を弁護士、司法書士等の外部の専門家と連携して行う地域銀行も2017年から増えてきており、報道や各社開示資料で確認する限り、2018年10月時点での取扱銀行は約15行である。

他にも、高齢顧客の資産管理・保全のために、高齢顧客の親族との連携を強化している金融機関も出てきている。例えば、認知症患者率が全国で最も高い愛媛に本店を有する愛媛銀行ではクレジットカード会社と連携し、高齢者がデビットカードを利用した際に、家族や親類へメールを自動配信するサービスを提供している。

高齢顧客の資産移転に関連する金融商品・サービス

地域金融機関が扱う相続関連商品として、遺言書の作成・保管を行う「遺言信託」や遺産目録・遺産分割協議書の作成を行う「遺産整理業務」がある。ウェブサイト検索による調査を行った寺林（2012）によると、このような遺言関連業務を取り扱っている銀行の割合は、2012年7月時点では地方銀行で64%、第二地銀で41%だった。なお、筆者が同様の調査を行った2018年10月時点では、地方銀行で9割程度、第二地銀で6割程度まで増加している⁶。高齢化が進み、相続関連サービスへの需要が高まる中で、相続関連業務を行う地域金融機関が増えてきている。

円滑な資産移転を促すことを目的に金融機関が提供するサービスとして、「遺言代用信託」も挙げられる。これは、委託者が受託者（信託会社）と生前に信託契約を締結し、委託者が生存している間は自身のために財産を管理・運用し、委託者の死後は親族などに資産を引き継ぐことをあらかじめ決めておく信託である。ウェブサイト検索による調査を行ったところ2018年10月時点では、25行程度が提供しており、近年は大手信託銀行が信託契約代理店である地銀との提携拡大を積極化している⁷。また、信託銀行や地方銀行だけでなく、「遺言代用信託」の機能を有した商品は、信用金庫等からも提供が進んできている。なお、信用金庫業界については、2016年までは信用金庫全体に占める信託契約代理店の割合は15%程度にすぎなかった。しかし、信金中央金庫が信託業務を開始した2017年以降に、信託契約代理店として信金中央金庫の「遺言代用信託」が他の商品を提供する先が多くなったことから、2018年6月末時点で、同割合は50%超の水準となっている。

⁴ 家族間の信頼関係に基づいた信託の仕組みであることから、「家族信託」とも呼ばれる。

⁵ 他にも、事業承継対策として、民事信託が用いられる場合がある。高齢者（親）が子どもに株式は信託し会社の経営を託すものの、議決権は確保したままにしておくニーズに応えるものである。

⁶ ただし、ウェブサイトへの掲載がなくても実際には遺言関連業務を実施しているケースもあると考えられる。第二地銀はウェブサイトへの掲載がなくても過去のニュースレターやIR資料に実施している旨が記載されている銀行も一部取扱銀行に含んでいることから、特に幅を持ってみる必要がある。

⁷ 佐賀銀行の遺言代用信託では、相続人は佐賀銀行で受取口座を開設する制度設計にすることで、親族との連携と相続資産の流出への対応を行っている（一般社団法人金融財政事情研究会、2018）。

信託契約代理店だけではなく、最近では、信託免許を取得する地銀が出てきている。相続関連業務を信託銀行に取り次ぐ信託代理店方式よりも、法律や税制などに関する深い知識や経験を持つ人材の育成・確保が必要であるものの、信託銀行に顧客が流出することを防ぐことができるだけでなく、手数料収入を拡大させることもできる。2018年10月15日時点で、24行が信託業務の兼営の認可を取得しており、地方において資産の世代間移転の機能を担う基盤が整備されてきていると言えるだろう。

高齢顧客の資産運用に関連する金融商品・サービス

高齢顧客の資産運用を考えるにあたっては、高齢者のリスク回避度に合わせた投資信託の提供が考えられる。例えば、当初元本の一定割合（例えば90%など）の最低保証価額を設ける「損失限定型」の投資信託が存在する。退職金を運用に充てる場合は、投資開始直後に投資パフォーマンスが悪化した際の損失は非常に大きく、資産の枯渇リスクが生じうる。「損失限定型」の投資信託はそのリスクを一定程度回避しつつ運用収益を確保したいというニーズに応えるものかもしれない。また、高齢者の実際の金融資産取り崩し行動に即した目標分配額を定めて、予見可能な払い出しを目指す投資信託商品も国内で登場している。これらは、無計画な資産の取り崩しに伴う資産枯渇の回避を目指す商品と言えるかもしれない。

ラップ口座などによる運用サービスも、認知機能の低下した高齢者が誤った投資判断を行うことを回避することや、認知症になり資産運用や資産管理に携われなくなることに備える手段となりうる。日本投資顧問業協会の統計によると、ラップ口座の件数・残高は2018年6月末時点で75.8万件・8.3兆円であり、件数・残高ともに増加が続いている。また、大手証券会社では、預かり資産から指定した人に対して生前贈与できる仕組みや信託の機能を組み込んだラップ口座も提供されている。

また、高齢顧客の資産運用を支えるサービスとして、高齢顧客の実情をより理解しやすいと考えられるシニアの営業員を割り当てることも有効かもしれない。現在、この動きは大手証券会社で見られるが、より高齢化の進んでいる地方圏の金融機関にとっても、有用だろうと考えられる。

高齢顧客の多様なニーズに対応するための非金融サービス

近年、単身の高齢世帯の増加や高齢者の就業率の上昇が見られることもあり、高齢顧客のニーズも多様化していることが想定される。金融庁も、金融審議会「市場ワーキング・グループ」の資料において、多様なニーズに対応するためには、金融・非金融の垣根を越えた連携や非金融サービスの提供も必要であることを指摘している⁸。

⁸ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第14回）資料1 事務局説明資料
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryoku/20181011/01.pdf

例えば、「家族との連携」という観点では、高齢顧客の家族の連絡先などの情報の登録を進めている生命保険会社も出てきている。急な入院などで生命保険会社が契約者との連絡が困難になった場合でも、家族を通じて状況の把握を可能とすることなどが背景にある。

米国でも、自主規制機関である FINRA (Financial Industry Regulatory Authority) が金融機関等に対して、65 歳以上の高齢顧客の口座開設時や口座登録情報の更新時に、顧客の親族等の連絡先などの情報 (Trusted Contacts) の取得を求める流れも出てきている。この自主規制を機に、顧客の近親者ととも高齢顧客の投資目標やリスク許容度について対話できると好意的にとらえる金融機関もあるようだ (Santucci. L, 2018)。

地域金融機関の高齢顧客には、別居して都市圏に住む子どもがいるケースも少なくないと考えられる。高齢顧客の資産管理を支えるという観点からだけではなく、相続資産が他の金融機関に流出せずにとどまる比率 (歩留まり率) を高めるという観点からも、高齢顧客の親族との連携強化は地域金融機関にとっても有用かもしれない。

「地域との連携」という観点では、自治体や地域包括支援センターを含む地域の関連機関との連携を進めている地域金融機関もある。高齢者が居住地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を指す「地域包括ケアシステム」の構築を政府や複数の自治体は推進しており、地域金融機関も窓口等での高齢顧客との接点も多いという立場から一層の貢献が今後期待されるだろう。例えば、広島銀行は高齢者等地域見守り活動事業に関する協定を営業エリアの自治体と結んでいる⁹。具体的には、支援を必要とする高齢者の把握と地域包括支援センターへの情報提供、高齢者への生活支援制度等に関する情報提供などを行っているようである。他にも京都銀行が、成年後見制度の利用を検討する顧客に対して、地域の専門家に取り次ぐ「成年後見制度取次サービス」を実施している等の例がある¹⁰。

まとめ

ここまで見てきた金融商品・サービスの事例等をまとめたものが図表 5 である。高齢者や高齢世帯が多様化していることもあり、提供される金融商品・サービスも多様となっているものの、先に挙げた「高齢者や高齢者の家族等に生じうる金融行動上のリスク」(図表 1) と合わせて考えると、対応の強化が必要と思われる部分もいくつかある。

例えば、「長生きリスク」の顕在化による資産の枯渇リスクに対する商品として、私的年金における終身年金が挙げられるが、商品設計上、保険料が高くなることなどもあり、普及率はそれほど高くない¹¹。今後も普及が望まれるものの、現段階においては、資産の運用利回りを高め

⁹ 広島銀行「株式会社広島銀行と福山市との『地方創生に関する包括協定』の締結並びに備後圏域連携協議会との『備後圏域連携中枢都市圏における地域包括ケアシステムの構築にかかる協定』の締結について」(2016年4月1日付) <http://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news160401.html>

¹⁰ 京都銀行「『成年後見制度取次サービス』を開始します」(2015年8月6日付)

https://www.kyotobank.co.jp/news/data/20150806_1133.pdf

¹¹ 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査(速報版)」によると、個人年金保険の

ることで、取り崩し可能な資産を増加させると同時に、上手に取り崩して「長生きリスク」の顕在化に伴う資産枯渇を回避するための金融商品・サービスが最善策になるのかもしれない。

また、多様な金融商品・サービスはあるものの、特に信託関連の商品・サービスなど深い知識や経験を持つ人材の育成・確保が必要な商品・サービスの中には、地域金融機関における普及率が低いものも少なくない。もちろん、多様な金融商品・サービスのすべてを自前の商品から提供することは困難であろうが、地域や自行の高齢顧客の特性やニーズに合わせて、包括的な金融商品・サービスを他の業態や外部の専門家と連携しながら提供することが、超高齢社会における地域金融の目指すべきあり方の一つかもしれない。いずれにせよ、認知機能の低下が高齢者の金融行動や経済社会に与える影響について、地域金融機関は今後もより深い理解とともにさまざまな商品・サービスでの対応が望まれる。

図表 5 超高齢社会における金融商品・サービスの事例

| 分野 | 金融商品・サービス例 |
|-------------------|--|
| 資産管理 ・ 保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・後見制度支援信託、後見制度支援預金など、成年後見制度を補完する商品 ・家族を受託者として資産管理を委託する民事信託のスキーム組成支援等のサポート ・高齢顧客の家族や親族へ利用履歴を自動配信するデビットカードの発行 ・認知症や金融詐欺が疑われる取引を検知するシステムの導入 ・記憶能力が低下し、パスワードが思い出しづらい高齢者のための音声認証機能のATM等への導入 |
| 資産移転 (相続・贈与など) | <ul style="list-style-type: none"> ・遺言信託、遺産整理業務、遺言代用信託などの相続関連商品 ・暦年贈与信託、教育資金贈与信託などの各種税制優遇制度を活用した資産移転 |
| 資産運用 ・ 取り崩し | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のリスク回避度に合わせた投資信託や資産枯渇を回避するための分配方法を採用する投資信託 ・取り崩しや相続・贈与の機能が付与されたラップ口座 ・高齢営業員による資産運用アドバイス |
| 各種金融関連 リスクへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能低下リスクへの対応：認知症保険 ・長生きリスクへの対応：終身年金、トンチン年金 |
| 非金融 サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢顧客の親族との連携：顧客の親族等の連絡先の取得など ・自治体や地域包括支援センターなど関連機関との連携による、地域包括ケアシステム構築への貢献 |

(出所) 森 (2018a)、各種資料より大和総研作成

世帯加入率は約 22%であるが、そのうち終身年金の加入率は世帯主が約 18%、配偶者が約 13%であり、有期の個人年金保険の方が加入率は高い。

<参考文献>

- Agarwal, S., J. Driscoll, X. Gabaix, and D. Laibson (2009), “The Age of Reason: Financial Decisions over the Life-Cycle with Implications for Regulation”, Brookings Papers on Economic Activity 2:51-117.
- Santucci.L (2018), “CFI IN FOCUS: Addressing the Financial Well-Being of Older Adults”, Federal Reserve Bank of Philadelphia
- 朝田隆 (2013) 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」、厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
- 鈴木孝弘・田辺和俊・中川晋一 (2018) 「都道府県別の高齢者認知症患者率の推定とその要因分析」『東洋大学紀要 自然科学篇』第 62 号、東洋大学
- 一般社団法人金融財政事情研究会 (2018) 「多角化する金融機関のビジネス展開：アクセスが容易になる相続関連商品も続々」『週刊 金融財政事情』第 69 巻 39 号
- 寺林暁良 (2012) 「地域金融機関による遺言関連業務の取扱状況」『金融市場』2012 年 10 月号、農林中金総合研究所
- 二宮利治 (2015) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」、厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業
- 八谷博喜 (2018) 「家族を受託者とする信託」『ジュリスト』2018 年 6 月号、有斐閣
- 森駿介・土屋貴裕 (2017) 「相続資産の移転と地域のリテール金融市場の将来」『大和総研調査季報』2017 年夏季号 (Vol. 27)
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20170901_012256.html
- 森駿介 (2018a) 「高齢社会における金融とその対応：認知能力の低下に対する金融ジェロントロジー」、大和総研レポート (2018 年 8 月 2 日付)
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/it/20180802_020236.html
- 森駿介 (2018b) 「『金融ジェロントロジー』がより求められる地域はどこか」、大和総研コラム (2018 年 7 月 23 日付)
https://www.dir.co.jp/report/column/20180723_010076.html